

令和7年第10回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年 10月 17日(金) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 武藤 康志 | 2番 | 伊藤 新司 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 井町 哲 | 5番 | 伊藤 美和子 | 7番 | 倉増 知 |
| 8番 | 前田 耕次 | 9番 | 中嶋 友之 | 10番 | 中野 修 |
| 12番 | 中嶋 誠 | 13番 | 安部 好恵 | 14番 | 岸 英法 |
| 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 高見 清 | 17番 | 村上 浩一 |
| 18番 | 安富 法明 | 19番 | 山本 正二 | | |
- 4 欠席農業委員
- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 6番 | 縄田 善博 | 11番 | 石田 健治郎 |
|----|-------|-----|--------|
- 5 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 阿野 秀文 | 岩山 澄男 | 山本 次儀 |
|-------|-------|-------|
- 6 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 河野 哲広 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主査 | 柳井 信吾 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 7 年第 9 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員 19 名中 17 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。本日の欠席委員は 6 番縄田委員、11 番石田委員です。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますよろしゅうございますか。それでは 2 番 伊藤委員、5 番 伊藤委員。よろしく願いいたします。それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請が 2 件ありましたので説明します。2 件とも新規就農です。</p> <p>目録番号 1、参考資料 1 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は申請地を相続したが市外に住んでおり管理が困難であるため、居宅と併せて売却します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 2、参考資料 2 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は市外に住んでおり農地の管理が困難であるため、農地付きの物件を探していた譲受人に居宅と併せて売却します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく願いします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは新規就農ということ現地調査はありませんが、地元の方でこの件についてご存知の方は情

安部委員	<p>報提供をお願いします。</p> <p>1 3 番の安部です。1 件目ですが、譲受人はまず栗園と居宅を購入して、しばらくしたら譲渡人の方が所有されてる田を購入される予定だそうです。</p>
議長	<p>2 件目について、どなたか知っておられますか？</p> <p>知っておられる委員がないようなので、採決に移りたいと思います。</p> <p>議案第 1 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第 1 号は原案の通り決定をします</p> <p>続きまして議事順位第 2 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>それでは、本日配布しております令和 7 年 1 0 月 3 1 告示、令和 7 年 1 1 月 1 日開始の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。今回、全体で 5 筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、9,189 m²、貸し手が 4 名、受け手が 2 名でございます。内訳は、4 ページでございます。一括方式になります。</p> <p>いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規定に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、の農用地利用集積等促進計画要件を満たしていると考えます</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査委員より報告をお願いします。</p>

議長	<p>ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をします</p> <p>続きまして議事順位第3 報告第1号 報告第1号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>それでは、現況証明願いの提出が2件ありましたので説明いたします。</p> <p>1件目 資料3を参照ください。申請地は50年以上前から宅地の一部及び進入路となっています。</p> <p>2件目 資料4を参照ください。申請地は20年以上耕作放棄され、雑木等が生えて原野となっています。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。</p>
安富委員	<p>安富です。1件目について、場所等は参考資料の位置図のとおりです。場所については参考資料の位置図のとおりです。空き家の売買に伴って、登記名義を変更するために登記地目を変更したいということで申請されました。現地は写真にもあるとおり宅地及びその進入路となっています。</p> <p>2件目ですが、●●●●に行く道沿いにあります。参考資料の写真をみていただければわかる通り、申請地とそのまわり一体が長い間耕作放棄されていて原野になっています。以上です。</p>

議長	はい、ありがとうございます。 それでは地元委員から補足説明ありましたらお願いいたします。
大橋推進委員	西厚保地区推進委員の大橋です。安富委員から報告があったとおりです。よろしくお願いいたします。
阿川推進委員	堀越地区推進委員の阿川です。安富委員から説明があったとおりで、特に補足することはありません。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？ (はいの声) 特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。 続きまして議事順位第4、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは農地法第4条第1項第8号の規定による届け出が1件ありましたので説明いたします。 場所については参考資料の位置図のとおりです。転用内容は田の一部に養鶏施設と山羊小屋をつくることと、8月総会にて農振の計画変更について意見決定をした農地です。以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。
安富委員	安富です。現地の場所については参考資料の位置図のとおりです。申請地はもともと耕作放棄されていましたが、現在はイチジク等の苗木が植えてり、ニワトリが走り回っていました。この土地の一面に山羊小屋と養鶏施設をつくることについては特に問題ないと思います。以上です。

議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは地元委員から補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
村中推進委員	<p>岩永下郷地区推進委員の村中です。安富委員が報告されたとおりで、私から補足することは特にありません。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？</p> <p>(はいの声)</p> <p>特に発言等無いようでございますので、報告第2号を終わります。 続きまして議事順位第5 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>一件朗読。 目録をご覧ください。合意解約2件について説明します。 1件目は貸付人●●●●さん、借受人●●●●さんの間の解約です。耕作者の不耕作によること、他の耕作者と利用権を設定するための解約です。 2件目は貸付人●●●●さん、借受人●●●●さんの間の解約です。耕作者の不耕作によること、他の耕作者と利用権を設定するための解約です。 以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？</p>

(はいの声)

特に発言等無いようでございますので、報告第3号を終わります。

続きましてその他の方に移りたいと思います。農業相談はありませでした。当番委員の皆さんありがとうございました。

以上で審議がすべて終わりますが、委員の皆さんより何かありますか？

それでは終わりたいと思います。

互礼。

午後2時45分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和7年10月17日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____